

個人情報保護への取り組みについて

「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」では企業や健康保険組合（以下「健保組合」という。）の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられております。商船三井健保組合（以下「当組合」という。）では、被保険者や被扶養者（以下「加入者」という）の個人情報を適切に保護にする観点から以下のような取り組みをすすめてまいります。

健保組合は、健康保険法が定める「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」という目的に沿って事業を行っています。また、健康保険法は「保険者（＝健保組合）は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定しております。

このように健康保険法は、加入者の病気やケガの治療費をみるだけでなく、出産や死亡した時の費用も補助し、病気やケガ、出産のため一時的に収入がなくなった場合の生活費補助を定めています。さらに当組合では、加入者の健康の保持増進のために疾病予防、特定健康診査など必要な事業も行っております。

加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対するサービス提供に使われるものであり、その情報を安全に取り扱うことを重要な課題と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底致します。当組合では、以上に掲げた事項を念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くします。